

令和4年1月7日開催

第19回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時20分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻より大分前ではございますが、おそろいではございますので、それでは、第19回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今朝、随分冷えまして、東京、南部のほうは雪が降って、転んで搬送された方が随分おられるようです。今一番の厳寒期というところで、皆さんも寒さ対策のいろいろ考えやっているといます。

話変わりますけれども、昨日から、人・農地プラン、座談会。長野、六郷地区から始まりました。私も、昨日ちょっと出席して、担い手の方がほとんどだったのですけれども、あそこは農地が整備されてモデル地区ということで、放棄地も、今後もそれほど出ないと思うのですけれども、それ以外の地区や中山間地ではなかなか耕作する人が。今の農業情勢で収入が増えないという中で、そこまで借りてやるという人が、これからどのぐらいいるか、ちょっと心配なところですが、我々の一番の仕事も、そういう担い手を探して耕作放棄地をなくそうという、それが第一の仕事になっております。

今後とも、そのようなことをご協力をいただきまして、今日は、今年初めての総会になりますけれども、よろしくお祈い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいといます。

会長、よろしくお祈いします。

○会長 それでは、ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、1名の方が欠席になっております。議席番号25番、吉田春美委員から欠席との報告がございました。ということで、今日は24名、全員25名のところ24名でありまして、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上は、諸般の報告でございました。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、山田孝夫委員及び16番、飯塚大輔委員の両名を指名いたします。

また、書記は事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしくお祈い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

それでは、これから議事に入りますけれども、毎回申し上げておりますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございまして、平成10年1月23日許可。群馬県指令西農第2045号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第4号ナンバー57が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和3年11月22日許可、高農委指令第1560号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、契約の内容を売買から使用貸借に変更するためとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー59が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等をお受けいたします。

これとってなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申

請でございます。

2番 契約内容は贈与、小作地として借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 保留をお願いいたします。

4番 議案の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。4番の地目の欄につきまして、現在2筆とも「畑」となっておりますが、こちら1筆目を「田」、2筆目を「畑」に訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため耕作地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、保留1件を除く12件でございます。なお、この12件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 3条、13件説明が終わりました。この中で、事務局の説明にございましたように、3番が保

留ということで、また近々申請を出されると思います。

それでは、3番を除きまして、これより審議に入ります。皆さんからご意見等、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

これとってなければ、許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございまして、雑種地110平米と一体利用の申請でございまして。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

4番 取下げで願ひいたします。取下げとなった経緯につきましては、先日の事前協議にて申請法人が所有する市内の営農型太陽光発電設備の圃場の状態が芳しくないとのご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、代理人と協議、調整した結果、今回は取下げとなった次第でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、取下げ1件を除く、3件でございまして。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。4件申請が出されたわけですがけれども、今の説明のとおり、4番は取下げということでございまして。先日、大分北部の事前協議でいろんな意見が出まして、本人にその旨報告したら、取下げということで今報告がございまして。

それでは、4番を除きまして、これより審議に入ります。

これとってなければ、4番、取下げということで、1、2、3、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

また、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件となっております。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議をいたします。

それでは、事務局、ナンバー1及びナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、廃棄物処理業を営んでいるがコンテナ置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天コンテナ置場の申請でございます。なお、次のナンバー2が同一事業の関連案件でございます。

2番 契約内容は使用貸借、廃棄物処理業を営んでいるがコンテナ置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天コンテナ置場の申請でございます。なお、さきのナンバー1が同一事業の関連案件でございます。

それでは、農地法第5条許可申請ナンバー1、2審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は、図面中央より少し下にあります黒で塗り潰された箇所になりまして、箕郷総合運動公園さわやか交流館から南西に約1,200メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。横に見開いて御覧ください。図面中央の太線で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地の現況につきましては、農振農用地と宅地が混在しており、宅地化が比較的進んでいるような地域であります。なお、農地種別区分につきましては、第2種農地であると考えております。

周辺農地の多くは、農振農用地の青地の農地でございます。今回の申請地につきましても、令和3年5月に除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を上にして、下に広げて御覧ください。太線で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東西が用悪水路、北が田、南が宅地と転用済みの田にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きは戻りまして、ホッチキス留めされている箇所を左にして、横に見開いて御覧ください。申請地を露天コンテナ置場として使用する計画でして、高さ1.7メートル、幅2.5メートル、長さ6メートルのコンテナを配置する計画です。出入口は、東側中央部分に設け、高いところで2メートル盛土をし、地盤を調整する計画と伺っております。雨水排水につきましては、中央に雨水浸透トレンチを設け、浸透処理

する計画と伺っております。

なお、開発指導課での事前協議につきましては、令和3年12月20日に締結済みでございます。

最後が横断面図になります。こちらは参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次は調査報告に入ります。今回、第2班の調査となっております。ということで、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いします。

○18番福田委員 報告させていただきます。事前調査報告、第2班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 事業計画、排水計画について詳しく説明をお願いします。

回答 まず、事業計画については、申請地は高低差がありますので、周囲を大型ブロックで囲い、その後碎石を入れ整地していく計画です。

次に、排水計画につきましては、敷地内には汚染物等を置く計画はないのですが、周囲への配慮として申請地から排水をするような対応はせず、敷地内に浸透施設を設け、処理する計画です。また、東側の水路は西側へ迂回させる計画です。迂回させた水路部分は造成後、箕郷支所へ寄附する予定となっております。

質問2 盛土を行う碎石はどのような碎石を使うのですか。

回答 土砂採取法で許認可を受けた碎石で盛土を行う計画です。大量の土砂を使用する予定ですので、碎石業者から、その都度購入して盛土をする計画です。受入れ期間については、1年程度を見込んでおります。

質問3 1筆使用貸借ですが、何か理由がありますか。

回答 継続して事業を行っていく計画もあることから、購入する方向で準備をしておりました。しかし、所有者の意向で事業には快く協力をするが、まだ手放すつもりはないとの返事をいただいたことから、使用貸借としています。

質問4 東側の道路から出入りする計画とありますが、西側の道路は使用する計画はないのですか。

回答 盛土をすると、西側の道路との高低差ができてしまい使用することができなくなってしまうので、そのような計画はありません。

質問5 敷地内でコンテナを洗浄する予定はありますか。

回答 洗浄は行いません。また、敷地内に給水施設を設ける計画もありません。

質問6 排水について、近隣の方とトラブルにならないよう十分注意してください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これといってなければ、これは面積が広いので、これは農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、許可相当といたします。

続きまして、今度はナンバー3に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地、図面中央より少し下にあります赤丸で記された箇所になりまして、箕郷支所南に約1,900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。横に見開いて御覧ください。図面左上の赤い太枠で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、農振農用地と宅地が混在しており、宅地化が比較的進んでいるような地域であります。なお、農地種別区分につきましては、第2種農地であると考えております。

周辺農地の多くは農振農用地の青地の農地でございます。今回の申請地につきましても、令和3年5月に除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。赤線で縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東西が用悪水路、北が田、南が公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。申請地は露天資材置場及び作業員用の露天駐車場として使用する計画でして、造成は行わず転圧のみと伺っております。雨水排水につきましては、南側に雨水排水施設を新設し、浸透処理する計画と伺っております。

また、周囲は安全対策のため、高さ1.5メートルのフェンスで囲む計画と伺っております。

なお、開発指導課での事前協議につきましては、令和3年12月17日に提出され、現在協議中とのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告に入ります。

よろしく申し上げます。

○18番福田委員 それでは、報告させていただきます。

農地法第5条許可申請、審議3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地内に建物がありましたが、今後取り壊す予定ですか。

回答 所有者が農業用の物置として建てたものですが、取り壊す計画です。

質問2 盛土はありますか。

回答 申請地内を整地する程度なので、盛土はありません。

質問3 従業員用の駐車場も計画されていますが、休憩施設の計画はありますか。また、照明は設置しますか。

回答 休憩施設の計画はありません。また、照明も設置する計画はありません。

質問4 排水はどのような計画ですか。

回答 雨水は自然浸透ですが、申請地内に傾斜をつけ、南側の敷地内に側溝を新設いたします。

質問5 周囲への影響として何か検討されていますか。

回答 北側に農地がありますが、事前に説明し同意を得ています。また、外周にフェンスを設置し、砂利などが飛ばないように対策を講じていきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これといってなければ、これも面積が3,000平米を超えているということなので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取、提出するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、これより一括審議に入ります。南部地区の案件を審議して一度休憩を入れます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、内装業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は贈与、清掃業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、中古車販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。雑種地1,294平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は贈与、農地法の許可を得ずに使用していた庭用地が他人の土地であることが判明したため譲り受けて引き続き使用したいという庭用地の申請でございます、宅地222.65平米と一体利用の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、西毛地域での仕事が増えているため申請地を借り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地93平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地330.62平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 取下げでお願いいたします。こちら取下げとなりました理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域

でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

39番 契約内容は賃貸借、製造業を営んでいるが社員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

40番 契約内容は売買、社用車の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら、次の41番が同一事業地の関連案件でございます。

41番 契約内容は売買、社用車の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、さきの40番が同一事業地の関連案件でございます。

42番 契約内容は贈与、畜舎敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという畜舎の敷地拡張の申請でございまして、宅地721.45平米と一体利用の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地283.94平米と一体利用の申請でございます。

44番 契約内容は贈与、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の伯父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は贈与、自宅敷地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地250.88平米と一体利用の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地221.63平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は売買、太陽光発電設備設置用地として承継した申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林5万2,742平米、原野3,991平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区一括案件につきましては、取下げ1件を除く43件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区、ナンバー4からナンバー47までの説明がありました。これから審議に入るわけですが、ナンバー18を見てもらうと分かるのですけれども、これは山田孝夫委員に関係する案件になっております。そういうことで、今日は審議ということなので、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する

る事項については、その議事に参与することができない」となっております。ということで、山田委員が申請人の代理人として申請された案件ですので、ナンバー18を最後の審議、これは最終の質疑としまして、その際、山田委員さんには一時ご退出をお願いするということでお願いいたします。

それでは、18は一番最後ということで、それ以外のもの、先ほどナンバー34が取下げということになっております。それ以外のものについて審議をいたします。質疑をお受けいたします。

なければ、最後、18、審議しますので、ご退出お願いします。

(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー18について、皆さんから何か質問等ございましたら、お願いいたします。

これとってなければ、これも許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、入室させてください。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、以上で南部のほうの審議を終わります。

それで、ここでちょっと小休止いたしまして、また、その後、北部の審議へ移りたいと思います。

では、小休止いたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、時間になりましたので、再開をいたしまして、これから北部地区の審議を行いたいと思います。

それでは、北部はナンバー48から76までということになっております。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

48番 契約内容は売買、福利厚生施設の拡充のため申請地を買い受けて使用したいという保養施設の敷地拡張の申請でございまして、宅地238.35平米と一体利用の計画でございまして。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

50番 契約内容は売買、農地法上の許可を得ずに使用している庭用地の一部が他人の土地であることが判明したため買い受けて引き続き使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地197.78平米と一体利用の申請でございまして。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

51番 契約内容は賃貸借、近隣での自社店舗の工事に伴い工事車両及び作業員用駐車場が不足し

ているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、令和4年1月25日から令和4年6月30日までの約5か月間でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、水路の改修工事に伴い進入路として申請地を借り受けて使用したいという通路用地の申請でございます、こちら一時転用の申請でございます、令和4年1月25日から令和4年3月24日までの2か月間でございます。

54番 契約内容は売買、妻が自宅教室を開講しているが生徒用の駐車場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

55番 契約内容は売買、養鶏業を営んでいるが資材置場及び車両置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。

56番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の来園者駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、令和4年3月30日から令和4年5月14日までの約1か月半でございます。

57番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号1番が提出されております。

58番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地231.20平米と一体利用の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第1種中高層住居専用地域でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

60番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

61番 契約内容は賃貸借、いちごの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、令和4年1月24日から令和4年5月31日までの約4か月間の申請でございます。

62番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて二世帯住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、払下げ済みの公衆用道路5.85平米と一体利用の申請でございます。

63番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

65番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

66番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

67番 説明の前に、議案書に追記と訂正をお願いいたします。施設の概要欄「住宅」と記載されている後ろに「(2棟)」と追記をお願いいたします。また、その「住宅」の下「36」と数字がありますが、こちらを「72」に訂正をお願いいたします。追記と訂正の理由でございますが、事務局が現地調査を行ったところ、建物の建築予定位置を示すビニールひもの囲いが2か所あったため、代理人を通じて譲受人に確認したところ、同じ建物を2棟建築する予定であるとのことが判明したためでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は売買、社員への福利厚生のため申請地を買い受けて社宅を建築したいという社宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。

68番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地479.41平米と一体利用の計画でございます。

69番 契約内容は売買、本社の移転に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

70番 契約内容は売買、事業拡大に伴い本社を移転するため申請地を買い受けて工場を建築したいという工場の申請でございます。

71番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地331.01平米と一体利用の申請でございます。

72番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

73番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

74番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

75番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

76番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては29件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 北部地区の説明が終わりました。ナンバー48から76、これについてこれから審議、また皆さんから質問等をお受けいたします。

どうでしょう。これとってなければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続いて、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり高崎市長に提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

それでは、ご説明申し上げます。議案書は31ページを御覧ください。

本意見は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づきまして、農業委員会より本市農政部へ提出するものでございます。意見書につきましては、11月の事前協議にて農業委員、推進委員の皆様からご提出いただいた後、取りまとめを行いまして、本日の総会にてご報告させていただくものです。ご承認賜りましたら、総会終了後、農業委員会の意見として本市農政部へ提出させていただければと思います。

それでは、意見書の前文から意見本文まで通して朗読をさせていただきます。

高崎市長、富岡賢治様。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書。

昨年新型コロナウイルス感染症の再拡大は、再度の緊急事態宣言が発令されるなど、市民生活に大きな影響がありました。飲食店の休業や時間短縮営業に伴う外食産業の売上の減少、また、様々なイベントの中止などによる経済活動の冷え込みが長期化し、日本全体の農畜産物の販売機会の減少にもつながりました。

ワクチンの接種が進み、感染者数が減少の傾向に転じたところ、今度は燃料費の高騰などが追い打ちをかけ、農業経営を取り巻く状況は、年間を通して非常に厳しいものとなりました。

そのような中、高崎市では今年度、荒廃農地等を再生し、規模拡大を目指す農業者のための補助制度の創設をいただき、懸案であった荒廃農地の解消が進むものと、非常に期待しております。

また、高崎市を舞台とした農業PRドラマを放映するなど、本市農業の魅力だけでなく、農家の方々の思いや地元野菜の魅力を、幅広い方々に知っていただく機会となりました。6次産業化や農畜産物のブランド化に対する助成事業、更にはシンガポール向け海外輸出などの展開の継続により、高崎産農畜産物のブランド力の向上や販路の拡大に向け、日本のみならず海外へも「高崎産農畜産物」の魅力を発信するなど、大変心強いご支援をいただいております。

こうした他に類を見ない支援策を迅速に実施していただいていることに対しまして、農業者を代表して感謝を申し上げますとともに、今後においても、施策のより一層の充実をお願い申し上げます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、本市の農業振興施策に関して以下の意見を提出します。

令和4年1月7日、高崎市農業委員会会長、今井隆。

本文になります。

担い手の育成及び確保に向けた支援について。

農業従事者の高齢化が進むなか、後継者が不在であることを理由に、やむを得ず離農を選択する方は少なくありません。特に中山間地などの条件不利地においては、その傾向が顕著となっております。地域の農業を継続・発展させるためには、担い手の育成と確保が重要です。

農業委員会では、市や関係機関と協力し、新規就農者や市内で農業に参入を希望される法人などに対して農業委員と農地利用最適化推進委員による就農相談会を実施し、地域に新たな担い手として根付き、将来に渡って活躍していただけるような農業者を育成するための取り組みを行っております。相談会に参加する方々は、農業に取り組む意欲も高く、これから地域の将来を担う農業者として成長してくれることを大いに期待しているところですが、未だ担い手の確保は十分とは言えない状況です。また、企業の定年延長の煽りを受け、定年退職者が親元就農を選択するケースも減っていると聞きます。このため新たな担い手の確保を推進するための支援策の充実が必要であると考えられます。

そこで、新たな担い手の確保に向け、農業を職業として選択する方々の定着が図られるような取り組みを強化していただきたい。農業に取り組むためには、農業機械の導入をはじめ、多くの投資が必要となり、この事が農業に参入する上での大きな障壁となっております。担い手の確保を推進するため、本市において新たに農業に取り組む者を支援する方策について検討していただきたい。

以上がご提出していただいた意見を取りまとめた意見書でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の意見書ということで、今回意見書を出したわけですがけれども、説明がございました。このような文面で皆さんよろしいか、何か足すところがあるか、そんなあれで、ここで

決めてもらって市長さんに提出するわけですが、この支援についてということで、この間も皆さんに、農業者向け支援制度について周知させていただきましたが、結構、高崎もいろいろ支援制度で行っています。中山間地が主にそういう問題があるということで、そう感じている委員さんから意見書ということで出されたと聞いております。どうですか、この文面でよろしいか、まだ、こういうことを具体的に入れたほうがいいのかとか、皆さんのほうからございますでしょうか。

よければ、このままこの文面で意見書ということで提出しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これで、この文面で市長さんに提出することといたします。

決定いたしました。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか29件、合計30件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、39ページの10番、40ページの25番、42ページの55番及び66番については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が7件、5条が59件、合計66件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年12月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、続きまして、その他ということで事務局から何か連絡事項、もろもろ何かあるようでしたら、お願いいたしますけれども、そちらはないのですか。

○事務局 はい。

○会長 局長からは。

○事務局長 ないです。

○会長 ないですか。

○事務局長 はい。

○会長 おかげさまで、今年初めての総会が無事終了いたしました。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第19回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時05分 閉会